# 消費生活センターだより

# ちえのわ

NO 52
〈発　行〉
清瀬市消費生活センター
運営委員会
2010. 11. 15

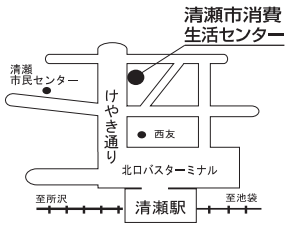


## ～大盛況！消費生活展～

10月17日(日)に第31回消費生活展が行われました。
テーマは「もったいない」を楽しもう!!　私たちの暮らしの中で楽しみながら、環境を考えたエコな生活を過ごそうという思いを込めて、各団体が発表しました。

| 発表団体名 | 発　表　内　容 |
|---|---|
| 清瀬ごみともだち | 牛乳パック、アルミ付きパックの回収<br>クイズラリーの問題では、アルミ付きパックの回収もできるようになったことをＰＲ |
| 新日本婦人の会 | 食と地球を守りたい・・・健康なからだは、ごはんを中心にした食事から |
| 環境市民スクール | ごみ処理器　”くうたくん”　の展示と説明 |
| 西都保健生協清瀬支部 | 健康チェックと健康相談 |
| 清瀬ダイオキシン対策等市民協議会 | ごみ減量のためのノウハウ、資源化分別アンケート |
| きよせおもちゃ病院 | おもちゃの修理 |
| ポケット広場 | 古布を使った宝袋づくり(毎月第4土曜日に、つるし雛づくりを行っています) |
| パルシステム東京 | はぎれを使ったクリスマス向けストラップづくり |
| ＮＰＯ法人ウイズアイ | 授乳、おむつ替え、保育、乳幼児の体重測定・健康相談など |
| 布遊の会 | 古布を使った作品の展示とアクセサリー等の販売 |
| 環境・シャボンの会 | 石けん(合成洗剤ではない)のパネル展示と実演販売 |
| 清瀬市消費者団体連絡会 | $NO_2$測定結果のパネル展示 |

### ＜全体企画＞　ーとことんお茶活用ー　お茶の利用法実演

調理実習室で冷たい緑茶の作り方、茶がらと料理のだしがらで作るふりかけ、手作りスポーツドリンクの実演、試飲、試食を11時、13時、14時と3回行いました。
講師の佐藤さんにエコ生活の醍醐味を教えてもらいました。多くの方から「とても美味しかった」と好評でした。この内容は「暮らしのハンドブック」に載っています。

# ー製品事故の商品テストー

独立行政法人 国民生活センターでは、全国の消費生活センターからの相談事例や病院からの情報の中で被害の拡大が懸念される製品事故の未然防止のための商品テストを実施しています。テストでは消費者が製品を使う上で安全に使えるかどうかに重点を置き、危険性や性能などを総合的に判断し業界への要望を行っています。ここでは、２例のテスト・調査結果・消費者へのアドバイスを紹介します。

## 車のパワーウインドウの安全性

### ★ 事故内容

2005 年後以降、パワーウインドウに指を挟まれて切断や骨折をした等の事例が２５件寄せられた。

### ▲ テスト及び調査結果

・集中開閉スイッチとロックスイッチは全ての車種に付いていたが、ロック中の動作は一部の車種で異なっていた。
・運転席には全車種とも挟み込み防止機能が装備されていたが全席に装備されていたのは 26 車種中 10 車種であった。
・４㎜厚の金属板や太さ１２㎜のダミー人形の指を挟んだところ、挟み込み防止機能を装備したほとんどの車種はウインドウが反転し、機能が働いたが、１車種は反転しない時もあり、動作が不安定であった。
・パワーウインドウが閉まる時の力は若干大きくなっていたが、挟み込み防止の機能が働く時の力は前回のテストよりも小さくなっていた。
・国産車の現行車種でパワーウインドウが装備された全席に挟み込み防止機能が装備されているのは 196 車種中 65 車種であった。

### ▽ 消費者へのアドバイス ▽

・パワーウインドウの操作は、必ず安全確認をしてから行う。
・低年齢の子供にはパワーウインドウを操作させない。また、子どもが同乗する際はパワーウインドウのロックスイッチを活用する。
・パワーウインドウの操作によっては挟み込み防止機能が働かない場合もあるので取扱説明書で操作を良く理解しておく。
・購入の際は、全席に挟み込み防止機能があるかも検討する。

## 電子レンジで加熱する湯たんぽの安全性

### ★ 事故内容

２００４年度以降２００９年度（8月末）までに電子レンジ加熱式の湯たんぽをオート機能で加熱したら破裂して中のジェルで顔面にやけどを負った等の事例が２３件寄せられた。

### ▲ テスト及び調査結果

・表示された加熱時間で行わずに、オート加熱を行うと加熱時間が長くなり、高温の内容物が外へ漏れ出ることがあり危険であった。
・オート加熱で過剰加熱した場合でも、高温の内容物が外へ漏れ出ないものもあった。
・１銘柄はオート加熱禁止の絵表示が外箱に記載されていたが本体に絵表示が記載されたものはなかった。
・使用期限に関する表示については、使用可能な回数や使用できる年数などを記載しているものはなかった。

### ▽ 消費者へのアドバイス ▽

・過剰加熱するようなオート加熱などは使用してはいけない。

### ＜かしこい消費者になりましょう＞

便利であっても、製品の使い方を間違えると、思わぬ事故が発生します。

製品事故を知ることで、購入時の選別の目安にすること、製品購入後、使用前には必ず取扱説明書をよく読むことが重要です。

製品の良し悪しを理解し、正しく使える、かしこい消費者になりましょう。

## ー高齢者の被害対策ー

前回「ちえのわ」(No.51)で、消費生活センターへの昨年度の相談概要をグラフで表しました。

今回は、その内容を基に特に被害の多い高齢者向けに「隣近所に気楽に話せる仲間を作ること」などの**３つの対策**をまとめました。もし実際に事例が発生した場合は、仲間に連絡し、解決が必要な時は消費生活センター(電話 495－6212)に連絡しましょう。

**＜３つの対策＞**

1．講演会などに出席し、具体的消費者被害事例を見たり聞いたりして**勉強**をする。
2．日頃から家族をはじめ、知人や隣近所の**仲間**と話し合いや情報交換をし、民生・児童委員、ふれあい協力員や地区福祉委員等に相談する。
3．不審、不明、不要な電話や訪問者には**勇気**をもって電話を切り、扉はやたらに開けない。
(鍵だけでなくチェーンもかけましょう)

被害に合わないために被害者の特徴、騙し屋の手口と悪質商法業者の扱う商品を知りましょう。

**被害者の特徴**

・話し相手がいない
・過去に騙された
・１人住まい
・断れない
・生活費の不安がある
・金銭欲が深い

**騙し屋の手口**

・騙しの訓練をしたプロ
・多人数で演技もする
・騙しを目的とする訪問販売や電話販売
・被害者リストを使う

**悪質商法業者が扱う商品**

・話題の商品
　火災報知器・地デジ対応
　地震対策・リフォーム
　健康関連等
・投資などの金儲けの商品

## ー地デジ詐欺にご注意ー

地上デジタル放送への完全移行まで８カ月を切りましたが、アナログ放送終了に便乗して高齢者らを狙った詐欺事件が多く発生しています。「テレビが見られなくなる」と不安をあおり、地デジの知識に乏しい高齢者世帯がその標的になっています。

これまでの詐欺事件の事例を紹介しますので、地デジに関して不審な電話や訪問販売にあったら、**消費生活センター**(電話 495－6212)に相談しましょう。

1．チューナーを付けて地デジ受信をするつもりだったが、この地域はチューナーを付けても地デジを見ることが出来ないと言われ、テレビを買わされた。
2．「電波検査」と称して家に上がりこんで、必要のない工事代金を請求された。
3．地デジ化のために屋根の補強が必要などと言って、不必要な工事まで行うリフォーム詐欺にあった。
4．ＮＨＫ社員を名乗り、「地デジの関係でテレビを見せてください」と家に上がりこみ、「共同アンテナが必要」などと高額な金額を請求された。
5．ＮＨＫ社員を名乗り、「デジタル放送への移行には手数料が必要」とか「デジタル放送が始まったので、ＮＨＫの追加受信料が必要」と言われた。

〈被害に遭わないためには〉

1. 見知らぬ訪問販売業者の勧誘は、必要がないなら家の中に入れず断りましょう。一度断った商品に関しては、法律で再び勧誘することが禁止されています。
2. 契約を迫られたら、遠慮せずにはっきりと断る！
3. クーリング・オフ対象商品であれば、８日以内は無条件で解約ができ、支払った代金は全額返金されます。すぐに、クーリング・オフのハガキを出しましょう。
(ハガキの書き方は消費生活センター(電話 495－6212)へ相談しましょう)

# ■ 消費生活相談の窓口から

## ～清瀬で実際に起きた事例から～訪問販売の意外なトラブル !!

＜事例　食品の訪問販売＞

「おいしいスイーツはいかがですか」と若者が突然訪ねてきたので、カステラを購入した。領収書と一緒に「クーリング・オフのお知らせ」と全て赤字で書かれた見たこともない書面を渡された。怪しい業者から購入してしまったのかと不安である。

＜回答＞

事例のようなお菓子に限らず果物の訪問販売でも同様の相談が増えています。昨年１２月に訪問販売などを規制している特定商取引法が改正・施行され、今まで対象外であった食品もクーリング・オフの対象になりました。同法では訪問販売の契約の際にはクーリング・オフのお知らせを記載した書面を交付しなければならないことになっており、法律に基づきクーリング・オフのお知らせを配布したと思われます。また全て文字が赤字というのは不思議に思われるかもしれませんが、法律で決められていることであり、法律を守っている事業者とも言えます。

訪問販売では事例のほかに高齢者の方などを狙った布団の過量販売や浄水器の実験商法のトラブルが市内でも起きています。契約書にサインをしてしまったからと諦めず消費生活センター（電話495−6211）へご相談ください。

## 消費生活講座

### ― 農地見学会 ―

「環境にやさしい農業」に取り組む市内の農家を訪ね学びましょう。

日　　時：１２月１６日(木)　９：３０～１２：００
集合場所：消費生活センター
見 学 先：清瀬市内の農地　２カ所
定　　員：３０名
参 加 費：無料
持 ち 物：筆記用具

申込みは、１２月１日(水)より
消費生活センターへ(電話 495−6211)

## 消費生活料理講座

### ―ベジタブルケーキを楽しくトッピング―

清瀬のにんじんでケーキを作り、生クリームやチョコで楽しく飾って美味しく食べましょう。

日　時：１２月２８日(火)　１０：００～１２：００
場　所：消費生活センター テスト兼調理室
講　師：清瀬市消費者団体連絡会　定　員：３０名
参加費：３００円　持ち物：布巾、エプロン、三角巾
対　象：小学４年生以上。小学３年生以下は保護者同伴
保　育：１才以上未就学児、定員６名

申込みは、１２月１日(水)より
消費生活センターへ(電話 495−6211)

## 清瀬市消費生活センター

所 在 地：〒204−0021
清瀬市元町1-4-17
TEL　042−495−6211
FAX　042−495−6221

相談専用：TEL　042−495−6212
相談窓口：月～ 金曜日（祝日除く）
10時～16時
（除く12時 ～13時 ）
開館時間：９時～22時

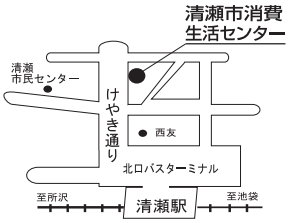


**※ 次回のちえのわNo.53 は来年 2月15日に発行します。**
**※ ちえのわNo.52 の音訳ＣＤがあります。ご希望の方は消費生活センターへご連絡ください。**